

◇「行政評価」に関する検討結果について（市議会自治基本条例策定委員会）

1. 議会が実務的な行政評価を実施することについて

議会が行政評価組織をつくり実務的な行政評価を実施することは、現行の議会体制（事務局機能も含めて）では困難と判断しました。

2. 議会における行政評価に関わる現状について

議会は、執行機関が作成した「主要な施策の成果説明書」及び監査委員から提出された「審査意見書」を踏まえて、委員会の議案審査において、施策及び主な事務事業については、総合計画に基づき評価し、必要に応じて意見を付しています。

3. 議会における行政評価に関わる今後の対応について、

自治基本条例に定める市議会の責務に、「・・・市政を監視及び評価し、適切な行政運営を確保するものとする。」と規定されることを踏まえて、議会における適切な評価システムを検討します。

具体的には、予算・決算審査のあり方について、特別委員会の設置と位置づけ（特別委員会と常任委員会の役割分担等）、常任委員会の機能強化など、適切な評価方法を検討します。

4. 条文に関わる意見等について

- (1) 第2項「・・・市民参加により実施します。」とありますが、外部評価についての基本的な考え方（位置づけ）、市民参加のあり方（システム等）については、小諸市総合計画審議会条例第2条に、審議会委員の任務として、「小諸市総合計画の進行管理及び評価に関すること。」と規定されていることも含めて、検討しておく必要があるのではないか。
- (2) 第3項「・・・市民に分かりやすく公表するものとします。」とありますが、総合計画審議会の評価に関する意見等も含めて、どのような内容で公表するのか、公表のあり方等を明らかにしておく必要があるのではないか。
- (3) 行政評価の位置づけや評価システム、公表のあり方等々については、別途、行政評価に関する要領等で定めておくことが必要ではないか。